

京都市人事委員会告示第1号

京都市職員任用規則の適用方針の一部を次のように改めます。

平成30年5月1日

京都市人事委員会
委員長 彦惣 弘

第2 1(1)中「栄養士」を「管理栄養士」に改めます。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

(人事委員会事務局)